傍　聴　要　領

千葉市学校教育審議会

1　傍聴する場合の手続

　傍聴の受付は、先着順に行います。定員は１０人です。したがって、定員になり次第、受付を終了します（開催時間 20 分前から会場の前で受付）。

2　会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（２）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（３）会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（４）会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（５）会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（６）会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用したりしないでください。

（７）その他会議の支障となる行為はしないでください。

3　傍聴者が２の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。